

三条市総合計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 三条市総合計画の策定に係る検討を行うため、三条市総合計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の求めに応じ、次の事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 三条市総合計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選任された者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に掲げる事項を専門的に検討させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び本市職員をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選により定める。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。